

鳥取市役所 おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

ご遺族のみなさまへ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、葬儀等に関する不安もある中、今後、様々な手続きが必要になるかと存じます。

鳥取市役所では、必要な手続きを分かりやすく行っていただけるよう、主な手続きを一覧にした「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

お手続きの際の一助となれば幸いです。

鳥取市役所

おくやみの手続きについて・・・・・・・・・・	P 1
おくやみコーナーのご案内・・・・・・・・・・	P 2
市役所での手続きチェックリスト・・・・・・・・	P 3 ～ 4
市役所での手続き・・・・・・・・・・	P 5 ～11
市役所（本庁舎以外）での主な手続き一覧・・	P 12
市役所以外での主な手続き一覧・・・・・・・・	P 13～14
その他のご案内・・・・・・・・・・	P 15～18

鳥取市役所(1階・2階)フロア案内



2階 フロア図

2 階

税総合窓口（市民税課、固定資産税課、収納推進課）

生活環境課／環境保全課／建築住宅課（住宅係、住宅建設係）

地域振興課／協働推進課／市民総合相談課／鳥取市消費生活センター



1階フロア図

1 階

市民総合窓口（市民課）

国保と年金（保険年金課）

福祉総合窓口（地域福祉課、障がい福祉課、長寿社会課、鳥取中央地域包括支援センター）

※こども未来課と幼児保育課はR6.4.1に駅南庁舎1階に移転しました。

生活福祉課／出納室

おくやみの手続きについて

鳥取市役所では、亡くなった後の手続きの専用コーナーである「おくやみコーナー」を設置しています。お手続きの際は、便利な おくやみコーナーをぜひご利用ください。

（おくやみコーナーの詳しい内容は2ページをご確認ください。）

※ おくやみコーナーを予約しない場合でも、市役所での手続きは行っていただけます。

おくやみ手続きの流れ

おくやみコーナーを
利用する場合

↓

利用予約を行ってください。（予約の方法は2ページをご確認ください。）

↓

必要書類などをご用意の上、本庁舎1階13番窓口にお越しください。

↓

必要な手続きを、おくやみコーナーでまとめて行います。

おくやみコーナーを
予約しない場合

↓

おくやみハンドブックを参考に、必要な手続きをご確認ください。

↓

必要書類などをご用意の上、本庁舎1階6番窓口 または 各総合支所にお越しください。

↓

必要な手続きを、各担当窓口で順に行います。



おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーをご利用いただくことで、市役所での手続きをまとめて・手早く・簡単に行っていただくことができます。

おくやみコーナーの利用は事前の予約制となっておりますので、パソコン・スマートフォンなどでご予約の上、ぜひご利用ください。

ご利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

（土日祝日、年末年始など鳥取市役所の閉庁日は除きます。）

ご予約方法



こちらのQRコードもしくは「鳥取市 おくやみコーナー」と検索してご予約ください。

鳥取市 おくやみコーナー



注意事項

- ご利用の3開庁日前までにご予約ください。
- おくやみコーナーの予約状況によって、ご希望の時間帯にご利用いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 手続きの内容によっては、おくやみコーナーで手続きが完了せず、担当部署の窓口をご案内する場合があります。

おくやみコーナーのメリット

■ 必要な手続きをまとめて受付！

手続きごとに窓口を移動する必要が無く、主要な手続きを1か所で完了することができます。

■ 必要な手続きが事前にわかる！

手続きの内容や必要書類などをまとめた一覧表をオンラインで事前にお知らせいたします。必要な手続きを簡単に確認することができます。

■ 待ち時間なくお手続き！

ご予約いただいたお時間に待ち時間なくスムーズに手続きを行うことができます。

■ 書類の記載が省略できる！

主要な手続きの申請書には、住所・氏名などの基本的な情報があらかじめ印字されており、書類の記載を省略できます。



市役所での手続きチェックリスト

	亡くなった方についてご確認ください	該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ
火戸 葬 籍		☐	■ 死亡届の提出 ■ 火葬許可申請	1 階 6 番 (市民総合窓口)	P5 A
異 住 動 民	3人以上の世帯の世帯主ですか？	☐	■ 世帯主変更	1 階 6 番 (市民総合窓口)	P5 B
国 民 健 康 保 険	国民健康保険に加入していますか？	☐	■ 資格確認書の返還 ■ 葬祭費の支給申請	1 階 9 番 (国保と年金窓口)	P6 D
	国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主ですか？	☐	■ 資格確認書の変更	1 階 9 番 (国保と年金窓口)	P6 D
年 金	20歳以上ですか？	☐	■ 未支給年金の申請など	1 階 9 番 (国保と年金窓口)	P5 C
高 後 齢 期	後期高齢者医療制度（保険）に加入していますか？	☐	■ 保険料の還付申請 ■ 給付費の支給申請 ■ 葬祭費の支給申請	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P6 E
保 介 険 護	65歳以上ですか？または、介護認定を受けていますか？	☐	■ 保険料の還付申請 ■ 給付費の支給申請	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P7 A
医 療 ・ 障 が い	小児特別医療費受給資格証をお持ちですか？	☐	■ 受給資格証の返還	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P7 B
	【ひとり親になられた場合】 世帯に18歳以下（年度末時点）のお子さんがいらっしゃいますか？	☐	■ ひとり親家庭特別医療費受給資格証の申請	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P7 C
	ひとり親家庭特別医療費受給資格証をお持ちですか？	☐	■ 受給資格証の返還	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P7 B
	障害者特別医療費受給資格証をお持ちですか？	☐	■ 受給資格証の返還	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P7 B
	障害者手帳をお持ちですか？ (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 のいずれか)	☐	■ 手帳の返還	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P8 D
	障害者手当を受給していますか？ (特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当 のいずれか)	☐	■ 受給資格の喪失 ■ 未支給手当の支給申請	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P8 E
子 ど も	児童手当の対象のお子さんですか？ (公務員で勤務先で児童手当を受給している場合は、勤務先でも手続きが必要です)	☐	■ 児童手当の額改定 ■ 児童手当の消滅	1 階 1 3 番 (福祉総合窓口)	P8 F



	亡くなった方についてご確認ください	該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ
子ども	児童手当を受給していますか？ (公務員で、勤務先で児童手当を受給している場合を含む)	☐	■ 児童手当の消滅など	1階13番 (福祉総合窓口)	P8 F
	【ひとり親になられた場合で、18歳以下 (年度末時点)のお子さんがいる場合】 児童扶養手当(ひとり親家庭等の手当)の 相談を希望されますか？ ※	☐	■ 児童扶養手当の申請 ■ 災害遺児手当の申請	駅南庁舎 1階3番	P9 A
	児童扶養手当を受給していますか？ ※	☐	■ 児童扶養手当の額改定 ■ 児童扶養手当の受給資格者死亡届等	駅南庁舎 1階3番	P9 A
	児童扶養手当の対象のお子さんですか？ ※	☐	■ 児童扶養手当の額改定 ■ 児童扶養手当の喪失	駅南庁舎 1階3番	P9 A
	保育所等に入所しているお子さんですか？ またはその保護者ですか？ ※	☐	■ 認定の変更など	駅南庁舎 1階4番	P9 B
・市民税・固定資産税 ・軽自動車税	軽自動車等(軽四輪、軽二輪、小型二輪、 原付、小型特殊)の所有者ですか？	☐	■ 軽自動車等の名義変更・廃車	2階21番 (税総合窓口)	P10 C
	亡くなった方の市県民税について相談がありますか？	☐	■ 市県民税についての相談	2階21番 (税総合窓口)	P10 D
	亡くなった方が所有する固定資産について 相談がありますか？	☐	■ 固定資産についての相談	2階21番 (税総合窓口)	P10 D
墓地	市営墓地区画の名義人・申請人ですか？	☐	■ 市営墓地区画の承継・返還	2階25番	P11 A

※ 児童扶養手当(ひとり親家庭等の手当)、保育所の手続きが必要な方は、市役所(駅南庁舎)でのお手続きが必要となります。

- 市役所(本庁舎)でのお手続きの際は、
おくやみコーナーを利用される場合は、事前にご予約の上、本庁舎1階13番窓口にお越しください。
おくやみコーナーを予約していない場合は、最初に本庁舎1階6番窓口にお越しください。
(手続きの流れや おくやみコーナーの詳細については、1～2ページをご確認ください。)
- 死亡届の提出後、死亡事項が記載された戸籍謄本等が取得できるようになるまで、3～5開庁日程度かかることがあります。あらかじめご了承ください。(本籍地が鳥取市の方の場合)



市役所での手続き

A

死亡届、火葬許可申請書の提出

※すでに火葬がお済みでしたら、この手続きは必要ありません。

持ち物

- 死亡届書（医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの）
※死亡診断書（死体検案書）を含めた届書のコピーはご自身でお願いします。

担当部署

市民課 戸籍係

B

世帯主変更の手続き

亡くなった方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、世帯主変更の手続きが必要です。

持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類

担当部署

市民課 住民登録係

注意事項

- 死亡届の提出から14日以内に手続きが必要です。
- 同一世帯以外の方が手続きをされる場合は委任状が必要です。



C

公的年金の手続き

亡くなった方の年金の状況によって、どのような手続きが必要かお調べします。（手続きの場所等についても併せてご案内します。）

持ち物

- 基礎年金番号がわかるもの（年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書 等）
※ない場合は窓口でお調べいたします。
- 請求者の通帳
- マイナンバーがわかるもの（請求者のもの）

担当部署

保険年金課 年金係



D

国民健康保険の手続き

- ① 亡くなった方が国民健康保険の被保険者であった場合、資格確認書の返還等が必要です。
- ② 喪主の方は葬祭費の支給を申請することができます。
- ③ 亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、資格確認書の変更の手続きが必要です。

持ち物

【①の手続き】

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 国民健康保険資格確認書（亡くなった方のもの）

【②の手続き】

- 振込口座がわかる通帳等（喪主の方の通帳等）

【③の手続き】

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 国民健康保険資格確認書（被保険者全員のもの）
- マイナンバーがわかるもの（被保険者全員のもの）

担当部署

保険年金課 国民健康保険係

E

後期高齢者医療制度（保険）の手続き

亡くなった方が後期高齢者医療制度（保険）の被保険者であった場合、保険料や給付費の手続きが必要です。また、喪主の方は葬祭費の支給を申請することができます。

持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 後期高齢者医療資格確認書（亡くなった方のもの）
- 振込先口座がわかる通帳等（喪主・相続人代表者のもの）
- 印鑑（自署でない場合に必要）

担当部署

保険年金課 長寿医療係



A

介護保険の手続き

亡くなった方が65歳以上または介護認定を受けていた場合、保険料や給付費の手続きが必要です。

持ち物

- 印鑑（相続人代表者のもの）
- 介護保険被保険者証（亡くなった方のもの）
- 振込先口座がわかる通帳等（相続人代表者のもの）

担当部署

長寿社会課 介護保険係

B

特別医療費受給資格証の手続き

亡くなった方が特別医療費受給資格証をお持ちだった場合、受給資格証の返還が必要です。

持ち物

- 特別医療費受給資格証（亡くなった方のもの）

担当部署

保険年金課 医療助成係

**C**

ひとり親家庭特別医療費受給資格証の手続き

配偶者の死亡によってひとり親となり、18歳以下（年度末時点）の子どもを養育している場合、ひとり親家庭特別医療費受給資格証の申請をすることができます。

持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 個人番号または保険資格の確認ができるもの（対象となる方全員のもの）

担当部署

保険年金課 医療助成係

注意事項

ひとり親家庭特別医療費受給資格証の申請ができるのは所得税非課税世帯の場合に限ります。



D

障害者手帳の手続き

亡くなった方が次のいずれかの手帳をお持ちであった場合、手帳の返還が必要です。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

持ち物

- 返還する手帳

担当部署

障がい福祉課

E

障害者手当等の手続き

亡くなった方が次のいずれかの手当を受給されていた場合、資格の喪失手続きが必要です。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 経過的福祉手当
- 特別児童扶養手当

また、未支給手当がある場合は、支給申請が必要です。

持ち物

- 印鑑（申請者のもの）
- マイナンバーがわかるもの（亡くなった方のもの）
- 特別児童扶養手当証書 ※ 特別児童扶養手当を受けていた場合のみ
- 振込先口座がわかる通帳等（申請者のもの）

担当部署

障がい福祉課

F

児童手当の手続き

亡くなった方が児童手当の受給者だった場合、受給者の変更等の手続きが必要です。

亡くなった方が児童手当の対象のお子さんだった場合、児童手当の消滅または額改定の手続きが必要です。

持ち物

- 印鑑（申請者のもの）
- ※ ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。

担当部署

こども未来課 育成係

注意事項

亡くなった日の翌日から15日以内に手続きが必要です。



A

児童扶養手当の手続き（駅南庁舎1階）

配偶者の死亡によってひとり親となり、18歳以下（年度末時点）の子どもを養育している場合、児童扶養手当の受給の対象となる場合があります。

亡くなった方が児童扶養手当の受給者だった場合、受給資格者死亡届等の手続きが必要です。

亡くなった方が児童扶養手当の対象のお子さんであった場合、受給資格喪失または額改定の手続きが必要です。

持ち物

- 印鑑（申請者のもの）
- ※ ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。

担当部署

こども未来課 育成係

注意事項

児童扶養手当の受給には所得制限があります。

B

保育園関係の手続き（駅南庁舎1階）

亡くなった方が保育所に入所しているお子さんの場合、保育所退所の届出が必要です。

亡くなった方が保育所に入所しているお子さんの保護者の場合、認定変更の手続きが必要です。

亡くなった方が幼稚園や届出保育施設等を利用しているお子さんで、保育料の無償化の認定を受けている場合、認定取り消しの手続きが必要です。

亡くなった方が幼稚園や届出保育施設等を利用しているお子さんの保護者で、保育料の無償化の認定を受けている場合、認定保護者の変更の手続きが必要です。

持ち物

- 印鑑（申請者のもの）
- 支給認定証 ※ お持ちの場合

担当部署

幼児保育課 入所認定係



C

軽自動車等の手続き

亡くなった方が軽自動車等を所有していた場合、軽自動車等の名義変更または廃車の手続きが必要です。

注意事項

- 原付バイク（125cc以下）、小型特殊（農耕用・特殊作業用）、ミニカーは市役所での手続きが必要です。
内容によって必要書類等が異なるため、事前に担当部署へご確認ください。
担当部署：市民税課 軽自動車税担当 ☎TEL（0857）－30－8144
- 軽四輪、軽三輪、軽二輪・小型二輪（125cc超バイク）は軽自動車検査協会または鳥取運輸支局での手続きが必要です。
詳しくは13ページをご確認ください。



担当部署

市民税課（軽自動車税担当）

D

市県民税・固定資産税の手続き

亡くなった方が市・県民税、固定資産税の納税義務者であった場合、相続人指定の手続きが必要となる場合があります。 ※ 詳しい内容は担当窓口でご案内します。

持ち物

※ ケースにより必要書類が異なるため、詳しい内容は担当窓口でご案内します。

担当部署

市民税課・固定資産税課



市営墓地の手続き

A

亡くなった方が市営墓地を使用する名義人の場合、市営墓地の承継または返還の手続きが必要です。

持ち物

- 市営墓地使用許可書
- 亡くなった方と承継する方の続柄がわかる書類（戸籍謄本等）

担当部署

生活環境課 生活衛生係

 memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



市役所（本庁舎以外）での主な手続き一覧

対象	主な手続き	該当	問い合わせ先
上下水道	■ 水道の使用中止・名義変更	☐	【鳥取地域、国府地域、福部地域】 鳥取市水道局 料金課 ☎TEL 0857-53-7922 【河原地域、用瀬地域、佐治地域】 鳥取市水道局 南地域水道事務所 ☎TEL 0858-76-3118 【気高地域、鹿野地域、青谷地域】 鳥取市水道局 西地域水道事務所 ☎TEL 0857-85-2526
飼い犬	■ 飼い主の変更 ※ パソコン・スマートフォンでもお手続きができます。  ← こちらのQRコードからお手続きができます。	☐	鳥取市保健所 生活安全課 ☎TEL 0857-30-8551
調理師免許	■ 登録の消除の申請及び免許証の返納	☐	鳥取市保健所 生活安全課 ☎TEL 0857-30-8552
製菓衛生師免許	■ 登録の消除の申請及び免許証の返納	☐	
食品営業許可	■ 食品営業許可の廃止または地位の承継	☐	
ふぐ処理師免許	■ 免許証の返納	☐	鳥取市保健所 生活安全課 ☎TEL 0857-30-8552
ふぐ取扱い営業認証書	■ 営業認証書の返納または承継	☐	鳥取市保健所 生活安全課 ☎TEL 0857-30-8552
肝炎治療受給者証	■ 受給者証の返還	☐	鳥取市保健所 保健医療課 ☎TEL 0857-30-8532
特定医療費（指定難病） 医療受給者証	■ 受給者証の返還	☐	
結核患者 患者票	■ 患者票の返還	☐	鳥取市保健所 保健医療課 ☎TEL 0857-30-8533
小児慢性特定疾病医療費 医療受給者証	■ 受給者証の返還	☐	こども家庭局 こども未来課 ☎TEL 0857-30-8239
児童扶養手当 (ひとり親家庭等の手当)	■ 児童扶養手当の申請及び額改定、喪失など ■ 災害遺児手当の申請など	☐	こども家庭局 幼児保育課 ☎TEL 0857-30-8457
保育所入所	■ 認定の変更など	☐	こども家庭局 幼児保育課 ☎TEL 0857-30-8457
医療従事者等の免許	■ 免許の消除または抹消 (医師、歯科医師、薬剤師 看護師、保健師、助産師 作業療法士、理学療法士 視能訓練士、准看護師 管理栄養士、栄養士 等)	☐	鳥取市保健所 保健医療課 ☎TEL 0857-30-8531

市役所以外での主な手続き一覧

対象	主な手続き	該当	問い合わせ先
軽自動車（軽四輪、軽三輪）	■ 名義変更・廃車など	☐	軽自動車検査協会 鳥取事務所 ☎TEL 050-3816-3082
普通自動車、軽二輪・小型二輪（125ccを超えるバイク）	■ 名義変更・廃車など	☐	鳥取運輸支局 ☎TEL 050-5540-2070
国税関係	■ 相続税に関すること ■ 所得税・消費税申告に関すること	☐	鳥取税務署 ☎TEL 0857-22-2141
不動産登記関係	■ 土地・家屋等移転登記に関すること	☐	鳥取地方法務局 ☎TEL 0857-22-2191
遺言書	■ 開封・検認	☐	鳥取家庭裁判所 ☎TEL 0857-22-2171
相続放棄	■ 相続放棄の申立	☐	
遺産分割協議	■ 遺産分割協議の申立	☐	
公営住宅関係	■ 県営住宅・市営住宅の承継、退去など	☐	鳥取県住宅供給公社 ☎TEL 0857-27-7333
預貯金口座	■ 預金の相続など	☐	各金融機関
株式・債権	■ 名義変更など	☐	証券会社、銀行等の各金融機関
生命保険	■ 死亡保険金の請求 ■ 入院給付金の請求 など	☐	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険	■ 名義変更・解約など	☐	
固定電話（NTT西日本）	■ 名義変更・解約など	☐	NTT西日本 ☎TEL 局番なしの116
固定電話（NTT西日本以外）		☐	各契約会社
携帯電話		☐	
インターネット		☐	
ケーブルテレビ		☐	
電気・ガス		☐	
クレジットカード	■ 解約など	☐	



対象	主な手続き	該当	問い合わせ先
運転免許証	■ 運転免許証の返納	☐	鳥取免許センター・鳥取警察署 ☎TEL 0857-36-1122
在留カード、特別永住者証	■ 在留カード、特別永住者証の返納	☐	広島入国管理局 境港出張所 ☎TEL 0859-47-3600
パスポート	■ パスポートの返納	☐	鳥取県交流推進課 ☎TEL 0857-26-7080
NHK受信料	■ 名義変更・解約など	☐	NHKふれあいセンター ☎TEL 0570-077-077

 memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



総合支所のご案内

市役所での手続きは、各総合支所でも行うことができます。

国府町総合支所 (市民福祉課)	〒680-0197 鳥取市国府町宮下1221番地	☎TEL 0857-30-8654
福部町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0102 鳥取市福部町細川668番地	☎TEL 0857-30-8664
河原町総合支所 (市民福祉課)	〒680-1221 鳥取市河原町渡一木277番地	☎TEL 0858-71-1724
用瀬町総合支所 (市民福祉課)	〒689-1201 鳥取市用瀬町用瀬832番地	☎TEL 0858-71-1894
佐治町総合支所 (市民福祉課)	〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木2519番地3	☎TEL 0858-71-1914
気高町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0331 鳥取市気高町浜村282番地1	☎TEL 0857-30-8674
鹿野町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野1517番地	☎TEL 0857-30-8684
青谷町総合支所 (市民福祉課)	〒689-0592 鳥取市青谷町青谷667番地	☎TEL 0857-30-8694

相続・法律に関する無料相談のご案内

相続・法律に関連する以下の無料相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

くらし110番	市民生活のお困りごとについて、 相談員がお伺いします。	実施日	場 所	時 間	電話番号
	予約は不要です。 お電話でもご相談いただけます。	平日 (市役所の開庁 日は除く)	本庁舎2階 28番窓口	8:30 ~ 17:15	0857- 20-4894
無料法律相談 (弁護士相談)	法律全般について、弁護士が面談 によりお伺いします。	実施日	場 所	時 間	問い合わせ 予約先
	ご利用には予約が必要です。 予約開始日は市報または市公式 ウェブサイトをご確認いただくか、 右記問い合わせ先にご連絡くださ い。 (1人30分以内、定員5名)	毎月4回 (原則 火曜日 ただし、祝日 と重なる場合 は変更となり ます。)	本庁舎2階 28番窓口	13:00 ~ 15:30	0857- 30-8181



法定相続情報証明制度のご案内

法務局の「法定相続情報証明制度」を利用することで、各種相続手続きに必要な戸籍書類一式の提出の省略が可能になります。詳しい内容は法務局のホームページをご確認ください。

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続きを
応援します!



多くの方々にご利用いただいております!

面倒な相続手続きを
より速く!
より便利に!

未来につなぐ相続登記
不動産の
相続登記を
お忘れなく!
次の世代へのつとめです



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

法務局HPより

市役所で手続きが必要な資格確認書などの見本

■ 国民健康保険 資格確認書

鳥取県国民健康保険 有効期限 資格確認書	
記号 33	番号 (枝番)
氏名	性別
生年月日	適用開始年月日
交付年月日	
世帯主氏名	
住所	
保険者番号	

薄い紫色の資格確認書です

■ 後期高齢者医療 資格確認書

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 年 月 日	
交付年月日 令和 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
氏名	性別
生年月日	昭和 年 月 日
資格取得年月日	令和 年 月 日
負担割合	
発効期日	
限度区分	
発効期日	
長期入院該当日	
特定後援区分	
発効期日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	

薄いピンク色の資格確認書です

■ 介護保険 被保険者証

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	男・女
交付年月日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	

黄色の保険証です

■ 特別医療費 受給資格証

特別医療費受給資格証(重度心身等)		
公費負担者番号		
受給資格証番号		
受給資格者	フリガナ氏名	
	生年月日	
	住所	
一部負担金		
月額上限負担額	入院	
	入院外	
重度かつ継続	自立支援医療の種類により無料(※注4)	
有効期間		

特別医療費受給資格証(中軽度)		
受給資格証番号		
助成区分		
手帳有効期限		
受給資格者	フリガナ氏名	
	生年月日	
有効期間		

青色または明るい黄色の資格証です

■ 障害者手帳



濃い緑色の手帳です

※ 上記は一例であり、色や形状が異なる場合があります。



SQのあるまち 鳥取市

鳥取市役所 おくやみハンドブック

発行：令和3年1月

改訂：令和7年8月

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

電話 0857-22-8111（代表）